

確定申告はお済みでしょうか？

町県民税・所得税などの申告は、3月17日(月)までです

国税電子申告・納税システム(e-Tax)

小田原税務署 ☎35-4511

国税の申告や納税、法定調書などの提出が、税務署に出かけなくても、自宅やオフィスでできる便利でうれしいサービスです。

平成19年分の所得税の確定申告をe-Taxで申告すると、次のメリットがあります。

- ①国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書（贈与税は除く）を直接送信（提出）することができます。
- ②電子証明書を添付して申告すると、最高で5,000円の税額控除を受けることができます。（平成19年分又は20年分のいずれか1回）
- ③源泉徴収票や医療費の領収書などの第三者作成書類の添付書類が省略できます。
- ④還付されるまでの期間が、通常6週間から3週間程度へ短縮されます。

詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

<http://www.nta.go.jp/>

住宅借入金等特別税額控除申告書の提出

税務課 内線261～263

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の町県民税（所得割）から控除できます。

【申告期限】3月17日(月)まで

【提出先】

所得税の確定申告をされない方は、源泉徴収票を添付して税務課へ提出してください。

所得税の確定申告をされる方は、所得税の確定申告書とともに税務署又は税務課へ提出してください。

※総務省のホームページの「税源移譲」の項目をクリックすると、標記の申告書を作成するツールをご利用になれます。

<http://www.soumu.go.jp/>

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

税務課 内線265～267

平成20年度固定資産税の土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を実施します。

縦覧期間中は、納税者が自己の土地又は家屋の価格（評価額）と他の土地又は家屋の価格（評価額）を土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿により比較することができます。

また、自己の所有する固定資産の平成20年度の課税内容についても、固定資産課税台帳により確認することができます。

その他、土地の評価にかかる標準地・路線価図についても縦覧ができます。

【縦覧期間】4月1日(火)～6月2日(月)

土日祝日を除く8:30～17:15

【縦覧場所】税務課資産税担当（役場第2庁舎1階）

【縦覧対象者】

湯河原町に土地又は家屋を所有し、平成20年度に固定資産税を納税する方（同居の親族、納税者から文書で委任された方、納税管理人、固定資産の共有者の方も縦覧が可能です。）

※縦覧時には、本人確認のため、運転免許証、パスポート、平成20年度固定資産税納税通知書など、本人確認ができるものをご提示していただきます。

町県民税・所得税などの申告はお済みでしょうか？

申告期限は、3月17日(月)

税務課 内線261～263

平成19年中の所得がないなどの理由で、所得税の申告が必要ない方でも、町県民税の申告が必要となる場合があります。

また、湯河原町以外に住んでいる親族に扶養されている方も、その旨を申告してください。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、町県民税の申告の必要はありません。

- ・あなたが確定申告を行った場合
- ・一か所からの給与のみで、年末調整が済んでいる場合
- ・公的年金のみを受給している方で一定の金額以下の場合
- ・町内在住の親族が確定申告や給与の年末調整で、あなたを扶養している旨の申告をした場合

【受付期間及び時間】

3月17日(月)まで（土日を除く）9:00～16:00

※申告相談は、午前は11:30まで、午後は3:30までに受付をしてください。

【会場】役場第2庁舎3階会議室